

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度の商品・役務を限定する手続きについて教えてください。

マドリッド制度では、国際登録されている商品・役務について、指定国に直接応答するだけでなく、WIPO国際事務局に手続きすることもできます。今回は、国際事務局に対する商品・役務の一部を限定する手続きについて、よくいただくお問い合わせをご紹介します。

## 1. 手続きおよび様式の作成方法は？

WIPOが公表している「マドリッド制度の更なる活用にあたって」<sup>\*1</sup>の「商品及び役務のリストの限定の記録の請求書 様式MM6」をご参照ください。

## 2. 商品・役務を限定する手続き (MM6) の提出先は？

商品・役務の限定手続きは、日本特許庁を経由した申請ができないため、直接、国際事務局へ提出します。作成したMM6はContact Madrid<sup>\*2</sup>を通じて簡単に送付することができます。

## 3. MM6による限定の効果はどういったものでしょうか。

国際事務局を経由して指定国に対して商品・役務を限定することが可能なため、現地代理人を介することなく、

指定国からの商品・役務に関する暫定拒絶通報に対して応答できます。

ただし、米国については、MM6を国際事務局に提出するのではなく、米国特許商標庁に直接応答することが推奨されています。

## 4. MM6の申請と現地代理人による直接の応答との違いは何ですか？

MM6の申請は、現地代理人を介して直接応答するより費用が低廉ですが、反論可能な拒絶理由は商品・役務の表示のみです。

また、MM6の申請自体はいつでも可能ですが、暫定拒絶通報への期限内の応答とみなされるかどうかは締約国の判断次第です。

## 5. MM6を申請 (限定) するうえで注意すべき点を教えてください。

限定する際に商品・役務が残らない場合はMM6を申請できません。

また、同一名義人による複数の国際登録については、一通の申請書で一括の限定手続きが可能ですが、指定国や国際登録ごとに異なる商品・役務の限定手続きの場合、各々のMM6の申請が必要です。

## 6. MM6を用いるべきでないケースはありますか？

一部の指定国 (全ての指定国ではない) における全ての商品・役務の保護を放棄する手続きの場合は、様式MM7 (放棄) を、また、全ての指定国における一部または全ての商品・役務の保護を取り消す手続きの場合は、様式MM8 (取消) を提出する必要があります。

「放棄」は、国際登録簿に商品・役務が残存し、放棄した指定国にのみ保護の効果が及ばないことを意味しますが、「取消」は、国際登録簿から商品・役務を永久的に抹消する手続きです。

なお、手数料については、MM6 (限定) が177スイスフラン、MM7 (放棄) およびMM8 (取消) は無料です。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

<sup>\*1</sup> [https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making\\_the\\_most\\_of\\_the\\_madrid\\_system\\_mm\\_forms.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making_the_most_of_the_madrid_system_mm_forms.pdf)

<sup>\*2</sup> <https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先 (日本語)】  
TEL: 03-5532-5045 (マドリッド制度)  
TEL: 03-5532-5030 (その他制度等)  
<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=wjo>